

“日本らしさ”取りもどします。

参議院議員(全国区)

# えとう せいいち

連合後援会報

平成24年4月15日発行  
後援会内部資料

12号



携帯サイトも開設

ホームページ: [www.eto-seiichi.jp](http://www.eto-seiichi.jp)

発行 衛藤晟一連合後援会 〒102-0083 千代田区麹町1-3-5 ダイアン麹町ビル401号 TEL:03(3511)7727 FAX:03(3511)7728  
議員会館 〒100-8962 千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1216号 TEL:03(6550)1216 FAX:03(6551)1216  
大分事務所 〒870-0042 大分市豊町1-2-6 TEL:097(534)2015 FAX:097(534)2449

## 戦いは廟算して勝つ

孫子の兵法の極意のひとつに「戦うまえに廟算(びょうさん)して勝つ」という文言がある。廟算とは、出陣まえに祖先の廟で立てられた策戦のことで、廟算がすぐれていれば、戦う前に勝ちを得ることができる、ということらしい。最近の傾向は間諜戦よりガチンコの戦いが是とされているように思えるが、只がむしやらに突き進むだけでは能がないし、まして勝算など立たない。我が陣営も来年は政治生命を懸けた戦いが控えている。乾坤一擲。廟算は今からでも早すぎるにこしたことはない。(衛藤晟一事務所)

# 危ない「人権侵害救済法案」 私が反対する理由とは何か!



またまた民主党政権と法務省は「人権侵害救済法」をたくらんでいる。自民党政権時代の人権擁護法案、平成十七年に民主党が国会に提出した旧「人権侵害救済法案」に続いて三度目である。今回の法案が成立しなくても、彼らは何度も繰り返してやるだろう。いまこそ「人権侵害救済法」がど

### メディア規制、名古屋刑務所事件で廃案になった人権擁護法案

「人権侵害救済法案」などの法案はどのような経緯でスタートしたのでしょうか?  
衛藤晟一参議院議員 平成八年五月に地域改善対策協議会の意見からスタートしました。その意見をもとに平成十四年三月に人権擁護法案が提出されました。しかし、メディア規制の条項があり、それへの批判や、人権を守るべき法務省管轄内名古屋刑務所事件(服役者に対する虐

待)がおき、廃案になりました。その後、平成十七年に民主党も提出されていましたが、これも廃案になっていました。その後も再提出の動きがありました。人権侵害の定義がいまいで、人権擁護委員の権限が強く、人権委員会に外国人がなれるなど、あまりに酷い法案であったため、棚上げになっていました。

ここにて、再度「人権侵害救済法案」として、法務省が提案していますが、その本質は人権擁護法案のときとほとんど変わっていません。

民主党が野党時代に出した「人権侵害救済法案」には、「強制捜査」や「過料」がありましたが、いまの法案にはありません。しかし、「三条委員会」は行政から独立した権限の大きな委員会です。財政的にも独立している。法務省にしてみたら、内閣から独立して、権限を行使できる、非常に使い勝手のいい天下り先になるでしょう。

二〇一二年の二月十四日に法務省人権擁護局による法案説明がありました。彼らは法務省の三つの悲願のひとつだと言っていました。三つの悲願のひとつは「組織犯罪法」で、これは刑事局の悲願です。そして「夫婦別姓」、これは民事局の悲願です。三つ目が、この「人権侵害救済法」で、人権擁護局の悲願だということです。

ここに彼らの狙いが表れています。法務省の法務省による法案だということです。本間に差別問題にしっかりと応じていこうとしたら、相談を受けながら丁寧に処理していく必要があります。たとえば施設で、差別、障害、虐待みたいなものがあっても、それを法で罰しても、まったく解決し

ないのです。そのようなことが起こる施設は、管理者や指導者や介護者の指導力が不足しているからなのです。だからそれらの施設における、差別、虐待に對して、どう解決していったらいいのかわからないというケースが多くなっているわけですが、それへの対応は、法律で裁くのではなく、しっかりした指導を確立しながら、どうすればそのような事態がなくなるかを教えていかなければなりません。これを、強引に、法的に処理しようとしています。だから、法務省のOBの天下り先の確保とか、人権団体の利権とか、そういうふうな意図があるのではないかと、としか想像できないのです。本間に人権を守る、差別に対応する法律はすでにできています。これからは、個々の問題について、丁寧に丁寧に対応できる人材をつくる時代になってきているのです。

衛藤先生が、この「人権侵害救済法案」をどう思っているのか、一番危険なところと思われる点はどこでしょうか。

## 法務省の天下り先の確保ではないでしょうか

衛藤 法務省による資料で、この人権侵害救済法で設置される人権委員会について説明した文章があります。その文章には調査手続きの対象となる「人権侵害」について、解説したところがあります。そこに人権侵害とは「司法手続において違法と評価される行為」と書いてあるのです。本来裁判司法手続で、「違法」と認定されるべき行為が、人権委員会でも認定できること、これが問題です。おかしいではありませんか。本来、裁判所で判断すべきことが人権委員会でもできてしまわうわけです。これほど危険なことはありません。裁判がありませぬから、「人権侵害」で訴えられた方が、「真黒」にされてしまわうわけですから、それを政治的につかわれたら、議員にして、一般の方にして、悪人のレッテルを貼られた状態になります。その人の人権は無視されて、弁護することもできません。そして、その人権委員会は「三条委員会」という内閣や国会から独立した、ある意味、治外法権の機関のもとにあるわけですから、こんな怖い法案を許してはい

## 晟一議員と「友達」になりませんか



衛藤晟一議員は支援者の皆様と積極果敢に情報交換するため、フェイスブックを始めました。「友達申請」をお待ちしていま〜す。